

ママバンド運営規約

第1条 (名称・所在地)

本団体は、主として山口市で活動する吹奏楽団「ママバンド」と称する。

設立 平24年10月1日

所在地 隊長の現住所とする

第2条 (目的)

会員家族と一緒に音楽を楽しむこと。また、依頼があれば、幼稚園や保育園、子育てサークル等での訪問演奏を行うことを目的とする。

第3条 (場所)

本団体の活動場所については、前月に適宜定める。

第4条 (活動内容)

本団体は、前条の目的を達成するため以下の活動を行うものとする。

- (1) 演奏活動遂行のための練習
- (2) 子供と一緒に音楽を行う”キッズタイム”を設ける

第5条 (団員)

入団資格は第2条の目的に賛同する者であり、かつ本規約に規定されている事項を遵守できる者とする。

第6条 (入団・休団・退団)

入団・休団・退団については、隊長に届け出るものとする。

休団・退団した者については、一括してOG(応援隊)とする。

第7条 (総会)

定例総会は、毎年3月～4月に開催する。

臨時総会については、適宜開催する。

第8条 (役員を選任)

本団体においては、次の役員を置く。役員は、総会において選出する。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 若干名 (1～3名程度)
- (3) 会計事務 若干名 (1～3名程度)
- (4) 音楽スタッフ 若干名 (1～4名程度) ※演奏曲の選定スタッフ

第9条 (役員任期)

役員任期は、1年であり、再任を妨げない。また、任期途中で役員の交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 (会費)

本団体の会費は、年額1000円とする。

7月以降入隊750円、半期500円、1月以降入隊250円とする。

(3)OG(応援隊)については、会費を納入する義務はない。

一回の参加費を250円とする。ただし、ファミリーコンサートは除く。

第11条 (会計年度)

本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

第12条 (規約改正)

この規約は、団員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 この規約は、平成28年3月28日より施行する。

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

この規約は、平成30年4月1日より施行する。

この規約は、平成31年4月1日より施行する。